

(研究ノート)

中国経済の国際化とわが国の対応(II)

河野 善 隆

(4)

経済体制改革と対外開放政策が本格化、全面化した第6次5ヶ年計画期(1981—85)を通じて、中国の貿易総額は2,293億ドルで、前計画期に比較して倍増している。輸出入別では、輸出総額1,151億ドル、輸入総額1,142億ドルであり、前計画期より各々105.2%、95%増加している。

このような貿易規模の拡大で、国民総生産に占める輸出入の比重、すなわち「貿易依存度」も78年の5.2%から85年9.0%に高まり、計画期間全体で貿易収支バランスは9億ドル程度黒字になっている。しかし、年度別では前半から後半にかけバランスの様相が大きく変化している。計画期間の前半では、厳しい調整政策が実施され、輸入抑制的で、82年には43億ドルの黒字が生れている。これに対して後半では、政府の外貨管理が緩められ、大幅な貿易自主権の委譲や耐久消費財の大量輸入から84年9億ドル、85年76億ドルの赤字がでている。

85年の貿易赤字はきわめて大幅であるが、その貿易概況をみると、貿易額は592億ドルで前年に比較し19%増加している。また輸出入別では輸出258億ドル、輸入334億ドル、前年比5.7%増、31.8%増で、輸出を7倍も上回る輸入増加率の上

昇から76億ドルの大幅赤字となっている。このため、貿易バランスと連動する外貨準備高は85年に入り急減し、85年6月はピーク時に比べ約60億ドル減少、政府保有外貨は85年3月の76億ドルから86年3月25億ドルへ、この1年間に実に51億ドル減少している。相手国別の85年赤字額は日本43.7億ドル、EC30.4億ドル、米国20.4億ドル、西独16.4億ドル等が主なものである。

〔日本貿易振興会(ジェトロ)〕は1985年の日中貿易の特徴を次のように分析している。(1)日本の輸出全体が3.3%の増加にとどまるなかで、中国向け輸出は72.9%と激増している。(2)対中輸出は上期毎月倍増ペースとなつたが、中国側が輸入抑制策をとるにつれて、伸び率は徐々に鈍化している。(3)中国からの輸入は、日本の輸入全体が5.1%減少したのに対して、8.8%増と順調に拡大している。この伸び率は中国の輸出全体の伸び率をも上回っている。製品輸入比率は繊維製品、化学品などの好調により84年の24%から27%に上昇している。

(4) 85年の対中輸出124億ドル(前年比72.9%増)、対中輸入64億ドル(同8.8%増)、貿易収支は59億ドルの出超で、米国向けにつぐ出超幅になっている。(5)輸出では、自動車、家電製品を中心機械・設備が71億ドルと、2.3倍に激増し、鉄鋼も31億ドル、19.8%増と堅調に伸びている。(6)輸入はトウモロコシ10.7倍、綿花2.1倍、スズが1~11月で6倍と著増したほか、衣類の23.7%増、繊維・同製品7.7%増、ナフサ15.4%増などが堅調な伸びを示している。(7)日本の輸出相手国として中国は初めて2位となり、輸入でも6位、往復で2位となった。シェアもそれぞれ輸出の7.1%、輸入の5.0%、往復の6.2%と初めて5%を超えている。

このような対中輸出激増の原因としては、①基本建設投資の激増を背景とする超高度成長に伴う生産財需要の増大、②所得増大による購買力の上昇および政府の通貨回収、税収増を目的とする消費奨励策などによる耐久消費財需要の増大、③経済改革の進展に伴う地方政府・企業などの自主権の拡大と輸入管理の緩和などの要因のはか、一部の混乱（海南島自動車転売事件など）が輸入急増に拍車をかけている。

また対中輸入の順調な伸びの原因としては、①農業生産の拡大による中国の農産物輸出余力の増大、②衣類をはじめとする中国製繊維製品の日本市場への浸透等があげられている。」（資料『日中経済』12巻12号、85年12月、日中経済協会）

さらに第7次計画の初年度である86年上半期に入ると、その貿易動向は継続するものの、内容に若干の変化が現われている。例えば中国税関統計によると、86年上半期の貿易額は334億ドル（前年同期比10.9%増）、輸出入別では輸出135億ドル（同14.4%増）、輸入199億ドル（同8.6%増）となっている。前年同期との比較では、輸出増17億ドル、輸入増15.8億ドル、差引き1.2億ドルが前年同期の貿易赤字64.9億ドルを若干改善したにとどまっている。

このため、中国貿易全体は85年に引き続き、86年も依然拡大基調にあるといえるが、内容的には日中貿易が大きく落ち込み、中国貿易に占めるわが国の地位が低下しあげていている。

85年当時の日中貿易の地位をみると、中国の貿易総額の27%，輸出総額の23%，輸入総額の31%を占めていた。しかし、86年上半期では、貿易総額の24%，輸出総額の17%，輸入総額の29%に低下している。このため、わが国の大蔵省通関統計でみると、日中貿易は86年上半期74億ドルで、前年同期を18.5%下回っており、内訳では対中輸出45億ドル（同23.5%減）、対中輸入28億ドル（同

8.9%減）と、対中輸出の後退が著しく、その結果從来摩擦の原因とされた貿易黒字は28億ドルから17億ドルに減少している。

（「日経新聞（7.21）によると、わが国の円表示の対中輸出はこの上半期に昨年を45.5%も下回っている。この後退は品目別で、とくに冷蔵庫（75.3%減）、テレビ（90.4%減）、半導体・電子製品（74.5%減）、自動車（66.5%減）、船舶（93.4%減）と、昨年大幅に伸びた製品が中国の輸入規制により極端に減少している。その他昨年上半期に大きく伸びた金属・同製品、光学・精密機器などがそれぞれ40%以上ダウントしている。前年同期を上回ったのは、機械の分野の原動機、加熱用・冷却用機器、金属加工機械、機械類、ペアリング、スイッチ等制御機器、電線、ケーブルだけで、他は全て前年同期の水準に達していない。）

なお86年上半期の大幅な後退は、85年の対中輸出があまりに急激であったためでもあり、試みに84年上半期と比較すると、化学製品、紙・板紙、繊維・同製品、金属・同製品がやや下回っているものの、プラスチック・ゴム24.7%増、機械104%増、車両・船舶77.6%増、光学・精密機器7.9%増であり、輸出全体では25.4%増となっており、それらが急激な下降線を現在たどっていることから、下半期の動きが注目されている。

また円表示の対中輸入では、前年同期比34.4%減となっている。これは何といっても原油国際価格の大幅下落の影響が大きい。また他の一次産品の国際価格が低迷していること、さらに円元レートが大幅に元安になったことも響いている。原油は数量では前年同期比99.8%と前年並みであるが、金額では52.6%も減少しており、他の一次産品についても同じような傾向がみられる。」（資料『日中経済』13巻7号、86年7月、日中経済協会）

86年上半期の中国の貿易総額は、前年同期比10.9%増であるが、輸出入別では、輸入8.6%増に対して輸出14.4%増で、輸入抑制策を通じて前年同期の貿易赤字を若干削減している。しかし、なお63億ドルにのぼる赤字をだしており、その相手国別内訳をみると、日本34.7億ドル、EC17.3億ドル、米国13.1億ドル等が主なもので、日本は

中国経済の国際化とわが国の対応（II）

赤字額の半分を占める。このため、中国の貿易不均衡問題は日本に集中し、日本側の市場開放措置が強く求められるとともに、日本向け製品の輸出能力の増強策についての協力が求められている。

〔日中政府間の覚書（86年5月31日）では、日中貿易の長期にわたる安定した均衡的発展をはかるために、中国側は輸出商品基地と輸出商品専門工場の建設を早め、製品の質の向上、包装、装飾の改善、受渡期日の短縮、新輸出商品の開発に力を入れ、日本側は入超問題を短期に効果をあげる措置をとり、市場をさらに開放し、関税の引下げ、割当の緩和、輸入規則を撤廃して、中国商品の日本市場への進出に有利な条件をつくることを決めている。〕

このため、日本側は政府主導の形で、中国商品の輸入を拡大するため「日中貿易拡大協議会」を新設（86年9月9日）した。この協議会は大手企業100社の実務者によって、①中国の輸出商品を育成するモデル事業の推進②貿易実務、金融実務などのノウハウの普及、③輸出商品生産基地、輸出専門工場建設にたいする協力、④商品別の輸入促進などを具体的に検討することとなっている。〕

（5）

上述の貿易規模の発展並びにその貿易バランスの維持のほか、中国の対外開放政策ではとりわけ外資活用が重視されている。この点は従来の「自力更生」の原則論や、一国経済建設論の建て前からみて、問題が残る。しかし当面現実的にそのほうが先進的技術・人材養成・経営指導の近代化、さらに市場機構の機能発揮等のため、有利であると判断されている。またその判断の一端には「経済大国」日本に寄せる期待も少なくないようである。

外資活用には、(1)外国政府あるいは世界銀行、IMFなど国際機関からの借款と、(2)外国企業と

の間の合弁事業などの直接投資があり、1979—85年の過去7年間の外資導入状況は次のようである。

〔「過去7年間の導入外資は、借款・直接投資など合わせて契約ベースで382億ドルで、第6次計画期の基本建設投資の15%，GNPの1%にあたる。発展途上国の外資依存率が10数パーセントであることからみると、まだ自力更生による経済建設が主となっている。〕

外国政府と国際機関からの借款（契約ベース203億ドル、使用ベース156億ドル）は、主にエネルギー、交通、通信などの重点プロジェクトに使用されており、とりわけ日本政府と世界銀行の借款の占める比重が大きい。日本の公的金融協力は円借款と輸銀のエネルギーローンを中心に進められている。また世銀借款は85年までに30億ドルに達し、86年も10億ドルの融資が見込まれている。

一方外国企業の直接投資は、契約ベース162億ドル、使用ベース46億ドルで、とくに85年は大幅な伸びを示し、79～84年の累計に近い受け入れが行なわれている。直接投資の累計件数は85年を入れて6,167件、内訳では合弁企業2,300件、合作経営3,712件、海上石油合作開発35件、100%外資企業120件で、そのほかに補償貿易件数が79～84年累計で1,377件にのぼっている。〕（稻垣清『中国市場の本当の読み方』p. 46）

「なお2,300件の合弁企業のうち、生産事業が72%を占め、残りはサービス業であり、3分の1の合弁企業がすでに開業しているが、すでに廃業4件、廃業予定10件ほどがあると云われている。（未開業のものが多い現状では、合弁企業の成否をうんぬんするのは時期尚早という意見がある。）〕

外資活用のうち、中国特有の対外開放政策と関連して注目されるのは外国企業との合弁などの直接投資である。それは、基本的には経済特区・沿岸港湾都市の設定と発展、さらに外資導入と技術移転、輸出による外貨獲得など、内外を地域的に結節し、近代技術・設備をもつ、産業ネットワークを形成する戦略核と考えられている。しかし、これまでのところ、現実は必ずしもその基本的位置づけに対応していないように思われる。

直接投資には、いろいろな種類がある。「貿易型」の補償貿易やリース貿易、委託加工、組み立て等から、「投資型」の合弁事業（株式型合弁）、合作経営（契約型合弁）、合作開発、100%外資企業（原則として特区内製品すべて輸出）、まで複雑化している。「中外合資経営企業法」（合弁法）が公布された79年から、84年までの各種外資導入状況（認可ベース）をみると、累計で合弁事業931件、合作経営2,212件、海上石油合作開発31件、100%外資74件、補償貿易1,371件、合計4,619件にのぼっており、内訳がよく分かっている79～83年の累計から、直接投資のこれまでの性格を分析すると、次のような特徴があると云われている。

〔(1)合弁案件190例のうち、総投資額1億1,950万ドル（外資出資2,987万ドル、25%）のガラス製造プロジェクト、総投資額7,200万ドル（同3,528万ドル、49%）のホテル建設プロジェクトなど、英系・米系資本による大型案件もあるが、そうした事例は少なく、全案件の1件当たり平均外資出資額は165万4千ドルであり、また合作案件1,129件についても外資出資額100万ドル以上の案件が全体の10%にとどまるなど、合弁・合作ともに投資規模が小さい。〕

〔2〕合弁案件の投資業種別では、軽工業、紡織、食品工業等が全体の30%、建築（主にホテル建設）、農牧漁業、観光サービス業が30%を占め、労働集約的産業のウエートが高い。

〔3〕外資の出資国別構成では、香港資本を主とする華僑の割合が圧倒的に高い。外資企業登録件数666件のうち、香港・マカオ企業は90.5%である。また投資形態別の華僑資本の割合は合弁事業74.2%，合作経営96.3%，100%外資86.9%で、補償貿易でも90%以上を占め、すべての形態にわたって華僑資本の進出が目立っている。

〔4〕また外資の進出地域別では、合弁案件のうち、北京および沿海地区が93.7%を占め、その沿海地区では経済特区が設置されている廣東・福建両省に集中しており、合作・補償貿易でも大半が両省に偏っている。」（松

本国義『浮上する華南経済圏—黄金の三角地帯』エコノミスト臨時増刊60年7月8日号）]

この内部構成の特徴では、外資導入といつても当面、(1)中小型プロジェクト、(2)労働集約的産業への投下、(3)華僑資本が中心、(4)経済特区へ集中の傾向があり、最初の外資導入の具体的施策が79年8月の廣東・福建両省（華僑出身地）への自主権付与と関連して生れたことを物語っている。この種の、いわゆる「特区モデル」は近隣華僑のもつ多様な経営資源の展開と、中国側の土地、労働力を組み合せ、他のアジア諸国と類似の「輸出加工区」の基地造成をねらうもので、香港・台湾の復帰を目前にそれなりの必然性と特色があるといえよう。

しかし、華僑資本に対する特別優遇策から一步ふみ出し、外資導入の形態を今後量質ともに高次化し、日・欧米先進諸国の先端的産業を積極的に導入しようとすれば、従来の「特区モデル」のもつ限界が認識され、それを克服せねばならなくなるのではあるまいか。

日中合弁事業の推進については、これまでに、(1)開放政策路線の継続性についての不安、(2)関連法規の未整備、(3)社会主義的所有制の中での合弁事業の位置づけの曖昧さ、(4)社会資本整備の脆弱性、(5)硬直的な官僚機構等の問題が指摘されている。そしてさらに具体的には、わが国企業が投資規模、業種、技術移転等で遅れ、合弁・合作に慎重な態度をとってきた理由として、86年3月の輸銀対中投資アンケート（中国取引に関心をもつ企業172社を対象に調査集計）では次の諸点があげられる。(1)法制度の未整備、(2)外貨バランス問題、(3)輸出義務、(4)インフラストラクチャの未

中国経済の国際化とわが国の対応（II）

整備、(5)中国が社会主義、(6)合弁・合作期間の制限、(7)行政事務の非能率、(8)労働者の資質、(9)租税、関税面での優遇措置の不足、(10)中国側の経営者の不足、(11)中国側の現物出資、(12)日本企業の合弁・合作例の少なさ、(13)土地代の高さ、(14)派遣社員の生活環境、(15)合弁パートナーがみづからない。そのほかに十分なフィージビリティ・スタディの実施ができない、国際商慣習等に精通した人材の不足、技術・ノウハウ等のソフトの低い評価、原材料等の外国人価格などがあげられている。（『対中直接投資の現状と問題点』輸銀海外投資研究所報12巻6号、86年6月）

上述のうち、最初の4項目の回答ウエイトは、「法制度の未整備」52.5%、「外貨バランス問題」46.8%、「輸出義務」31.9%、「インフラの未整備」31.2%となっている。現在外資導入に関連する法制度並びにインフラ等の整備がある程度進み、84年以降日本企業の進出も急増し、その面での不満は漸次解消に向かいつつある。しかし、その反面、中国側の外貨不足に伴う引締め措置に影響されて、事業開始ずみのところでは「外貨バランス」や「輸出義務」の問題が重視されており、その点の解決がとくに製造業関係の対中合弁進出のポイントとなっている。

「外貨バランス問題」というのは、中国国内での原材料・部品の調達難から、合弁企業はそれらの輸入をせざるを得ない。それと同時に利益送金、外貨借入金の返済、外国人の給料・住宅等にも外貨が必要で、それらの外貨の自己責任調達を、合弁契約で厳しく義務づけられている。これらの外貨調達の方法は、通常製品輸出により獲得するか、あるいは国内市場での外貨販売（原則的には認められていない。ただ例外として、先端技

術を有するもの、輸入代替になるもの等がある。）か、いずれかである。しかし、製品輸出は国際市場における景気変動にさらされ、本国製品との競争ではまだユーザーの受け取り方が悪く、信用度が薄く、競争力が充分ではない。また例外的な国内市場での外貨販売については、テレビなど家電消費財の一部は可能であるとしても、計画経済の枠組みの中での特別な市場開拓の困難、輸入品との競合があるうえ、国内産業保護の立場からの反発、人民元と外貨との交換比率、政府の外貨管理等の制約がある。このため、この問題の基本的解決のためには、外資側が出し惜しみせず、すぐれた先進的技術・設備・管理等を提供し、国内市場の開放を促進すること、また中国国内での原材料・部品の安定的供給（品質、数量、納期等）を確保することが必要で、周辺の衛星都市を含む経済圏の整備、合理的な産業再配置等を通じての周辺産業、部品産業の成熟が望まれる。

当面外貨バランス問題に対しては、86年1月国务院が『中外合弁企業の外貨収支均衡問題に対する規定』を公布し、主管機関の保留外貨による調整、製品の国内販売、合弁企業間の外貨融通等の措置を許容するにいたっているが、実際には事態の改善に充分な効果がなく、直接投資の現況をみると、86年上半年ごろからペースダウンする傾向が現われている。

〔「79年から86年第1・四半期までに、直接投資は合弁企業2,517社、合作経営4,021社、100%外資企業126社、計6,664社が設立され、投資額は契約ベースで167億6千万ドル、実際使用額は48億5千万ドルにのぼっている。上記三つの形態のうち、合作経営の投資額が最大で、契約ベースで97億5千万ドル、実際使用額は17億ドルに近くになっている。〕

国・地域別の投資額では、第1位が香港（実際使用額

9億5千万ドル), 2位は米国(同3億8千万ドル), 3位は日本(同3億5千万ドル)で、以下4位イギリス、5位フランス、6位西独と続いている。イタリア、オーストラリア、シンガポールの投資額もそれぞれ1千万ドル以上になっている。」

「ただ86年上半期に入ると、過去2年間の急速な伸びに比べペースダウンの傾向がみられる。上半期の直接投資契約は12億4千万ドルと、前年同期比20%減と大幅に減少している。上半期に新たに認可された合弁企業は304社、合作経営は252社、100%外資企業は10社、海上石油共同調査契約1件となっており、内訳ではその70%が生産企業、投資額の80%が香港・マカオからの投資である。」

「最近のペースダウンの原因としては、中国政府が昨年半ばから合弁企業の外貨バランスを厳しく管理し始めたことがあげられるが、中国側では、(1)外貨利用の規模と範囲の拡大に伴って、合弁企業の設立に関わる官庁が多くなり、相互間の摩擦がふえ、事務処理が遅延している。(2)合弁企業製品の輸入品代替問題(輸入しなければならない製品に関しては、輸入に替えて合弁企業製品に国内市場を開く)が一部の官庁でまだ完全に実施されていないなど、既存の政策や法規が実施に移されていないためと云われている。」

「なお中国国家経済委員会は、外国との合弁企業の自主権や外貨収支などの問題を解決する窓口として、「中小企業対外協力調整センター」を設置し、さらに中外合弁企業座談会を開催し、合弁企業の問題解決に当っている。朱鎔基副主任は合弁企業の問題点とその解決方向につき次のように述べている。問題点としては、(1)経験の不足、(2)投資環境がまだ改善途上にある。(3)事前調査が十分に綿密とはいえない。(4)契約時での外貨収支均衡問題のツメが不十分である。(5)国内販売の契約が実施されない。(6)企業管理面では国営企業の管理が踏襲されている面が多い。また解決の方向としては、(1)輸出入の不均衡がやや改善されており、合弁企業の内外市場は徐々に拡大している。このため合弁企業は中国市場の実情に基づいて、発展戦略を策定、修正すべきである。(2)現在準備中の合弁企業外貨収支均衡規定実施細則には、合弁企業間の外貨融通、合弁企業の製品輸出による総合的補填が含まれている。(3)一方合弁企業の外資側でも外貨収支均衡問題の解決に自ら責任を果すように希望する。(4)管理面では特に労働人事制度面で十分な自主権を与えるべ

きである。」(資料『日中経済』13巻6号、86年6月、日中経済協会)

「86年1月の國務院改正点のポイントは、(1)外貨バランスがとれない企業は主管部門あるいは地方政府が調整する。(2)先進技術をもつ企業、輸入代替となる製品を生産する企業は国内販売ができる。(3)二つ以上の合弁企業を営む場合、相互に外貨を融通できる。」

こうした外貨バランスの新規定は合弁実施条例75条の規定をより具体的にした点で一步前進と評価できよう。しかし、第1に新規定には第2条で「中外合弁企業が生産する製品は、より多く輸出し、より多く外貨を稼ぎ、外貨の収支均衡をはかるものとする」とあり、輸出による外貨獲得が出発点になっている。そのうえで外貨バランスが難かしい企業について新規定が適用されるのである。第2に合弁企業の主管部門や所在する地方政府が融通、解決するといつても、その融通する外貨は外貨収入がある他の合弁企業からとなっており、外貨バランスがとれている企業がバランスのとれない企業に融通することである。

同じことは、同一外資が2ヶ所以上で合弁企業を設立している場合で相互に融通し合うことの難しさと同じである。前者は同じ地域で異なる合弁会社同士が融通し合うこと、後者は同一外資が地域を超えて相互に融資し合うことである。

現実に同一外資あるいは同一地域内の融通が簡単にいくものだろうか。外貨を獲得している企業は当然外貨の本国送金を希望するであろうし、ある意味ではあえて融通を行なうことはその合弁企業への経営干渉にもなるのである。これまでいけば同一外資企業内の融通だけでなく、同一グループ(たとえば三菱、三井グループ)、果ては日本企業全体で融通し合えといわれかねない。

総じて新規定は実施条例75条を細かく規定しただけで大きな改善となったわけではなく、これによって外資の進出が促進されるとは考えにくい。合弁期間の延長と合わせて、投資家に心理的効果を与えたにすぎないといえよう。」(稻垣清『中国市場の本当の読み方』p. 154)

(6)

東欧社会主義諸国では西側自由主義諸国の最近

中国経済の国際化とわが国の対応（II）

の新技术革命の発展に注目し、体制を超えた接触を通じて「後発性利益」（最新の技術・資本を導入し工業化する）を獲得しようと努めている。中国経済の国際化も、こうした「社会主義N I C s（新興工業国家群）論」への現実主義的転換に倣うものであるが、それと同時に、中国国内の特殊性として、79年以降、経済体制改革により農村労働力の移動や都市・農村自由市場の拡大が著しく刺激され、他の発展途上国の経験とは逆に、農業生産の伸びが工業部門のそれを上回っている。このため、超過需要の膨脹による過熱化を回避する先進的技術・設備の導入、機械類・耐久消費財の輸入、さらには競争力のある輸出産業の育成が早期に必要であり、かかる「新発展段階」への移行が急激な国際化へのいっそうの促進要因となっている。

ただ対外開放の開始以後、今までの経過を振り返ってみると、国際化の急進展に伴って新たな問題も生れている。例えば経済犯罪と呼ばれる汚職、密輸、転売などのほか、西側の様々な影響による精神的・社会的風潮の変化があり、それが直接・間接、「行き過ぎた開放」批判として、中国の国内政局に影響している。またわが国との経済関係では貿易インバランスの拡大、日本製品の欠陥問題や日本企業の広告看板撤去要請にみられるような形を変えた貿易摩擦、さらに技術移転・投資の消極性についての不満など、解決の難しい問題がつぎつぎと提起されている。

85年春の第6期全人代第3回大会以後、中国政府は対外開放以後の経済パフォーマンスの部分的悪化を認め、経済調整政策の再実施にふみ切っており、具体的には、(1)工業生産・基本建設投資の抑制、(2)輸入および外貨管理の強化、(3)中国人民

銀行による資金供給の抑制、余剰流通通貨吸収のための市中預金金利の引上げ、(4)財政規律の強化等の引き締め措置を実施している。このうち、ここでの関心の的である(2)については、為替相場の切下げ（1ドル当たり人民幣84年末2.80元→85年末3.20元、86年7月3.7元）、輸入調節税の導入、輸入認可制適用範囲の拡大、自動車輸入の制限、さらには「外為管理違反処罰施行細則」の制定等を行っている。

この結果、中国経済の発展テンポは鈍り、物価上昇は鎮静化しつつあるが、対外バランスでは、輸入依存への体質変化があって、調整策による輸入抑制が充分でなく、貿易赤字が継続しており、第7次計画ではこの国際収支構造の脆弱性の改善が最大の課題になると予想される。この傾向を予測、試算した日本銀行（統計調査局）の調査では、今後の構造強化策の方向として次の三点を指摘している。

(1) 原材料、工業用半製品、消費財等の生産分野を強化し、輸入代替を推進することによって輸入依存度を引下げるとともに、国際競争力のある輸出産業を育成することにより、「国際収支の天井」を引下げる。この場合、中国の主要輸出品である原油価格が低下しているため、今後は繊維等非石油製品の対外競争力の強化が必要であるが、中国における工業の業種別労働生産性上昇率の推移をみると、紡織工業は工業総合平均を下回る低い伸びにとどまっており、また産業の基盤となるエネルギー関連（石油、電力）ではむしろ低下している。繊維等の産業は、国際的にみれば比較優位を有するとみられるだけに、今後こうした輸出産業のレベルアップを図るとともに、エネルギー部門を強化し、これによって産業全般の効率性と競争力の向上を促進することが急務である。

(2) 非貿易収入も重要な外貨獲得手段であり、サービス向上等によって観光収入等の増大を図ること。この点中国当局も90年には海外からの観光客を500万人（85年

実績178万人) 受入れるとの積極的な計画を立てており、第7次計画の対外バランスでも、非貿易収入の大幅増加を前提としたものである。サービス業は計画経済のウイークポイントである質の向上がとくに強く要求される分野であり、今後サービス業従業員の教育や労働意欲の向上、後れぎみの観光関連インフラの整備拡充等改善すべき点が少なくない。

(3) 財貨サービス両面にわたる構造改善を推進し貿易構造を強化するためには、個別の産業政策に加え、為替政策でも適切な運営が必要である。中国当局も本年7月の為替レートの大幅切下げのさい、市場メカニズム重視の方針を打ち出しているだけに、やはり構造改善のひとつのテコは適切な為替レートの設定により、貿易財生産部門に厚めの資源配分を達成することである。もとよりこのことは安易な為替レートの切下げを意味するものではないが、今後ともこうした為替レートのもつマクロ的な資源配分機能について十分に留意した政策運営が行なわれることが望まれる。

なお中国当局は、外資調達のうち、3分の1を直接投資の導入により賄う方針を明らかにしており、外資系企業等に関する法令を徐々に制定するとともに、外資系企業に適用されていた中国人雇用者の割高賃金を国営企業並みに引下げるなどの改善策を打出している。直接投資は技術導入に資するなど、中国の経済構造改善に直結する面が強く、また直接的な返済負担がかからないというメリットもあることを考えると、今後ともこのような受入サイドの整備によって直接投資の流入促進を図っていくことが必要であろう。(日銀調査統計局「調査月報」61年8月号、『最近における中国経済の動向について』第7次5か年計画と金融制度改革 p. 33)

中国の对外開放では、ことのほか外国企業の直接投資が重視されているが、同じ政策で急速な発展がみられる東アジアN I C sと比較すると、まず中国は人口基盤、自然基盤の大きい「大国」で、從来から「対外接触度」が弱いばかりか、後発性利益を内部化する社会的能力(具体的には、労働者の技術水準、企業家の経営能力、官僚の行政的能力、政策立案と施行能力など)がいまだ充分ではない。

さらに社会主義的所有の体制下にあり、計画経済という他律性の強い枠組みの中で国内の経済社会優先の原則が強く、完全な国内市場開放(内国民待遇)を求める営利的な外国資本の進出には自ら限度がある。

したがって、当面、発電、鉄道、港湾などの公共事業の建設、運営まで、すべての分野にわたって外資を受け入れ、経営資源の不足を補い、技術移転を促進する政策をとっているとしても、今後企業経験の蓄積と人材養成が進めば、技術協力だけの自立化の段階を迎えることは明らかである。現在すでに、外資導入のさい「國家が優先的に発展を奨励する」業種と投資制限業種(国内の生産能力が過剰気味の製品および投資回収期間が短く、利益率が高く、また先進技術を導入できないプロジェクト)の区別があり、個々の合弁交渉で実際的に、外資の出資比率制限や合弁期限設定等にこだわる傾向もみられる。

本来「国際化」と「国際交流」とは異なる。国際化にとって、国際交流(貿易、留学生交換・海外旅行、情報・芸術・科学技術等の文化交流など)は不可欠であるが、それがそのまま国際化につながるものとはかぎらない。経済活動にかぎっていえば、国際化とは国際分業論に立脚した国際間の市場統合であり、比較優位を基本とした貿易自由化、国内市場の発展に伴う輸入品との厳しい競争、国際市場への優れた輸出品の育成、そうした海外経済との混合、共存こそ国際化の実相と考えられる。その意味で外資導入を主とする中国経済の国際化は、中国という土壤に、外国製の植物を移植することで、それだけでは異物が混在した国際化の初期的段階であり、今後国際化・自由化のいっそうの進展からどのように新しい「開放型

中国経済の国際化とわが国の対応（II）

「社会主義」のパラダイムが歴史的に形成されるか。それは対外開放より、むしろ基本的な経済体制改革の発展による国内経済の足腰の強さにかかっており、第三者のわれわれには不分明な部分が多いといえよう。

中国国内の議論として、ここで注目しておきたいのは、過去の対外開放が廣東・福建両省への自主権付与と外資導入から始まった歴史的経過をふまえ、これから国際化戦略として二つの方向が模索されていることである。（太田勝洪『中国＜内外への放射＞の意味』、松本国義『浮上する華南経済圏＝黄金の三角地帯』エコノミスト臨時増刊60年7月8日号参照）

この国際化戦略のひとつは「北進戦略」、もうひとつは「南下戦略」であり、本稿では紙数の関係で前者だけについて言及しておこう。まず第1の「北進戦略」は、「対外思想をさらに前進させ、内陸部経済の中心都市を軸に国内市場をもっと大胆に開放し、それによって外資流入を北に誘導する」ものである。

太田勝洪氏の説明によると、中国国内は沿海、内陸、辺境に三分される。面積・人口の分布では、沿海地域が13%と41%，内陸地域が32%と53%，辺境地域が55%と6%であり、人口は面積に比例せず、居住地は主に内陸・沿海に集中している。またこの点はわが国の地域格差問題同様、産業集積および経済活動の集中を反映し、地域間に相当の経済力不均等がある。

例えば83年の工農業総生産額の地域分布をみると、沿海55%，内陸40%，辺境4%で、工業生産額だけになると、沿海59%，内陸36%，辺境4%となっており、なかでも工業活動は沿海地域、とくに上海、江蘇、遼寧、山東等に集中している。

このため、一人当たり工農業総生産額の格差は著しく、全国平均941元に対して沿海1,185元、内陸681元、辺境640元で、最下位の西藏363元に対し最上位の上海6千元は約17倍の格差がある。また沿海地域は内陸地域の倍近い水準であるが、地域内部には天津、北京、遼寧、江蘇、浙江等で1千元以上があるものの、他は平均を下回り、広西、福建、廣東等が低く、かなりのバラツキがある。このため、廣東・福建両省の地域開発は香港復帰や台湾統合をめざす政治外交的意図のほか、経済基盤のよい沿海地域に経済特区、開発区を設定し、四つの窓口（技術・知識・管理・対外対策）とし、「国内と外国に対して扇状に放射する枢軸的作用をはたすもの」と位置づけられている。

廣東・福建両省の四つの経済特区は、79年「輸出加工区」として設置され、当初は国内経済との関係では閉鎖的で、特区と国内との間に障壁が設けられ、特区の機能は十分發揮されていなかった。しかし、84年1月の鄧小平の深圳視察を契機に評価が定まり、さらにそれ以後、14の沿海港湾都市と海南島が開放され、廈門も鼓浪島を含めて全島が特区になった。またこれに85年1月には長江・福建南部・珠江の三デルタ地帯の開放が加わり、南から北へ、（点・線・面）と、開放地域の段階的拡大がみられた。（開放都市数は30、その省別分布では廣東省9、江蘇省5、福建省4が多く、この三省で全体の半分以上を占める。対外経済貿易部が公表した84年末の合弁企業リスト857件のうち、廣東・福建両省6割、沿海地区で8割以上を占めている。）

14の沿海港湾都市（経済技術開発区を設置）の全国的位置づけをみると、従業員数で13%，工業生産額で25%，港湾吞吐量で97%を占めると云わ

れどおり、全国4分の1の経済力を土台に、外資並びに技術移転を吸収し、内陸部の経済水準を押し上げ、さらに内陸部の資源、経済力を港湾都市の工業に結びつけること、こうした対内的意図が「北進戦略」と呼ばれるものである。(分権化の拡大による国内緩和政策)

しかし、85年の調整政策への転換以後、開放地域の基本建設投資は制限され、特区批判の大論争が再燃している。これと関連して、鄧小平の見直し慎重発言があり、14の沿海港湾都市のうち、大連・上海・天津・広州の4都市の優先開発を決定するなど、対外開放政策にも調整局面が現われている。また基本建設がある程度完了した経済特区の性格、方向性についても、サービス業が多く、外資の大部分が輸出につながる工業生産でなく、その結果、工業内部で外貨の不足、原材料の輸入難などから生産に支障が生じている。そのため国内への技術移転あるいは国内市場開放のカナメとする新産都市的発想は薄れ、外貨獲得率の高い「輸出加工区」(外向型)への転換を望む声が強まっている。今後は国家の支援に頼ることなく、自主権の範囲内で、工業区づくりをしていくであろうし、また従来の地域閉鎖型の地域構造や地域格差のは正問題も、対外開放から輸出商品基地を中心とする輸出生産体系のネットワーク化や、あるいは既存の都市、産業の機能を活かした様々な形での地域間協力・連合(具体的には、企業連合、地域連合、技術協力、物資協力など)の発展に形を変えていくであらう。

〔「80~85年四つの経済特区に投下された基本建設投資は76億3千万元、また同期間に導入した外資のうち実際

使用額は12億8千万元(対中直接投資全体の約5分の1)にのぼっている。(なお85年の工業生産額は48億6千万元、製品販売額に占める輸出比率は深圳で43%、汕头で60%)〕

「経済特区の現状については、これまで(1)外資導入の件数が多いが、香港の中小資本が主体で、先進技術を持つ先進国の投資が少ない。(2)製造業が少なく、先進的な管理方法、技術導入の効果がまだ小さい。(3)製品も外国市場より国内市场により多く売られており、外貨獲得の貢献度も低いなどの批判があった。」

「そこで今後の外向型への転換の目標としては、(1)資金は外貨を主とし、特に工業投資の場合、外資比率は50%以上、(2)製品は輸出を主に、その比率を徐々に70%まで引き上げる。(3)輸出入の外貨収支は黒字にするなど、「外貨バランス問題」が重視されている。」(資料『日中経済』13巻3号、86年3月)

「また関係部門では、第7次計画期に経済特区は目標の変換期に入ることとなり、その建設において次の要求を達成しなければならないとしている。

① 今後は基本建設規模の拡大を中心とせず、付帯施設の整備に力を入れるとともに、活動の重点を生産に取り組み、水準を高め、効率を重んずるものへ移ってゆく。

② 産業構造ではもはやサービス業の発展を中心とするものでなく、先進技術を備えた工業の割合を高めなければならず、工業投資の供給源は外資導入を主とすべきである。

③ 製品は国際市場に目を向け、工業製品の大部分を国外販売しなければならない。

④ 経済体制改革の重点対象を多くの既設企業に置くとともに、経済特区に適したマクロ統制、調節システムを模索し整備して、特別区の経済が市場メカニズムを主とした活力ある安定した道を逐次歩むようにさせる。

⑤ 経済効果を高め、国民所得をたえず増大させる。第7次計画中に特別区1人当たり国民所得が全国上位に入り、国家財政にも貢献できるようすべきである。

⑥ 特別区の投資条件をたえず整え、経済法の整備、事務能率の向上、人材養成などに重点的に取り組む。」(資料『日中経済』13巻6号、86年6月)

(87.1.15)